

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる日には、
翌日が当たる日)

を取り消したので、告示する。

平成五年十一月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
株式会社サンオイル	春木 延年	倉吉市伊木二五四一	平成五年九月三十日

鳥取県告示第八百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大谷溜池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年十一月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 龜 山 登	西伯郡大山町野田二五八
綾 木 茂 一	西伯郡大山町中高三七七
田 中 潤 一	西伯郡大山町莊田六六七

鳥取県告示第八百五十五号

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）第一百三十九条の三第二項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定

理 事	龜 山	深 田 光 章	西伯郡大山町妻木六八一
種 田	岡 田	富 田 貢	西伯郡大山町妻木四八二
紀 秋	高 虫	谷 野 宗 悅	西伯郡大山町平田一三四
田 紀	金 田	種 田 紀 秋	西伯郡大山町安原一四五
種 秋	来 海	足 立 勇 一	西伯郡大山町安原一五〇
田 纪	定 一	吹 野 明	西伯郡大山町富岡四
种 秋	惠 実	宮 本 義 彦	西伯郡大山町安原一五〇
田 纪	榮	大 谷 五 郎	西伯郡淀江町大字今津三七四
种 秋	西 伯 郡 大 山 町 中 高 三 四 七	宮 本 義 彦	西伯郡淀江町大字今津二七五
田 纪	西 伯 郡 大 山 町 長 田 一 四 五	大 谷 五 郎	西伯郡淀江町大字淀江九一四
种 秋	西 伯 郡 大 山 町 荘 田 六 四 〇	宮 本 義 彦	西伯郡淀江町大字淀江九一四
田 纪	西 伯 郡 大 山 町 荘 田 九 二	宮 本 義 彦	西伯郡淀江町大字淀江九一四
种 秋	西 伯 郡 大 山 町 妻 木 六 八 一	宮 本 義 彦	西伯郡淀江町大字淀江九一四
田 纪	西 伯 郡 大 山 町 妻 木 四 八 二	宮 本 義 彦	西伯郡淀江町大字淀江九一四
种 秋	西 伯 郡 大 山 町 平 田 一 三 四	宮 本 義 彦	西伯郡淀江町大字淀江九一四
田 纪	西 伯 郡 大 山 町 保 田 一 〇	宮 本 義 彦	西伯郡淀江町大字淀江九一四
种 秋	西 伯 郡 大 山 町 安 原 一 四 四	宮 本 義 彦	西伯郡淀江町大字淀江九一四

就任した役員の氏名及び住所

理 事	龜 山	西伯郡大山町野田二五八
種 田	岡 田	西伯郡大山町中高三四七
紀 秋	高 虫	西伯郡大山町長田一四五
田 纪	金 田	西伯郡大山町莊田六四〇
种 秋	来 海	西伯郡大山町莊田九二
田 纪	惠 実	西伯郡大山町妻木六八一
种 秋	榮	西伯郡大山町妻木四八二
田 纪	西 伯 郡 大 山 町 平 田 一 三 四	西伯郡大山町平田一三四
种 秋	谷 野	谷 野 宗 悅
田 纪	宗 悅	西 伯 郡 大 山 町 平 田 一 三 四
种 秋	昇	西 伯 郡 大 山 町 保 田 一 〇
田 纪	西 伯 郡 大 山 町 安 原 一 四 四	西 伯 郡 大 山 町 保 田 一 〇

平成三年五月二十一日退任

鳥取県告示第八百五十七号
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり大谷溜池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年十一月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監 事	谷 野 信 隆	西 伯 郡 大 山 町 平 田 九 八
"	深 田 照 夫	西 伯 郡 大 山 町 妻 木 四 七 三

平成四年五月二十九日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事	谷 野 信 隆	西 伯 郡 大 山 町 平 田 九 八
-----	---------	---------------------

〃 汐田 博 西伯郡大山町妻木五二三
平成四年五月三十日就任 任期四年

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年十一月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 1 解除に係る保安林の所在場所
西伯郡大山町上万字女夫石一一〇・字四反田二四六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的
3 潮害の防備

二 1 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町上万字女夫石一一〇・字四反田二四六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第八百五十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年十一月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市賀露町字西浜一七五七の七八四
二 保安林として指定された目的
3 風害の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第八百六十号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年十一月五日

平成5年11月5日 金曜日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

代表理事 山本 悟

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字宮揚字西山五三三の二、五三四の三

二 保安林として指定された目的

なだれの防止

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第八百六十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成5年11月5日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成5年9月3日 鳥取県指令受烏土維第三百三十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市富安字土居中及び字茶屋廻り

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方二丁目三一

有限会社ふそう地所

代表取締役 浜田幸夫

一 開発許可の年月日及び番号

平成2年8月二十日 鳥取県指令受都計三一一第五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市秋里字上壱町ヶ坪

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市秋里三三八

東部セメント工業協業組合

鳥取県告示第八百六十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成5年11月5日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百六十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成5年11月5日

次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

米子市日原六八一三
見尾保幸

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年七月七日 鳥取県指令受都計三一一第五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市二本木字後池

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市千代水四丁目七

日産サニー鳥取販売株式会社

代表取締役 岡垣 彰

平成五年十一月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百六十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

一 開発許可の年月日及び番号
平成五年九月二十八日 鳥取県指令受都計三一一第十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町大字麻生字ヒゲ田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡国府町大字町屋三〇五一

国府町長 木村 肇

次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年二月一日 鳥取県指令受都計三一一第十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市車尾字柳堀及び字牛房田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取県告示第八百六十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十一月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年九月二十六日 鳥取県指令受倉土維第百九十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡羽合町大字南谷字中澤、字東澤、字新林及び字二ノ琴引

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡羽合町大字久留一九一

羽合町長 湯村良章

鳥取県告示第八百六十七号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条
 第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があつたので、告示する。

平成五年十一月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

小売りさばき人 の名称	店 同株式会社山陰支 行郡家支店	株式会社鳥取銀 行米子支店	株式会社鳥取銀 行皆生通支店	株式会社鳥取銀 行米子支店	組合 米子市農業協同 組合	子組合鳥取農貿 子保健所 会員部米勵 会	同株式会社山陰支 行行徳支店
変更事項 売りさば き場所							
					"	"	"
五八六一八 米子市西福原 一大字郡家七五 頭郡家町	五八六一八 米子市西福原 一大字郡家七五 頭郡家町	五八六一八 米子市西福原 一大字郡家七五 頭郡家町	五八六一八 米子市西福原 一大字郡家七五 頭郡家町	五八六一八 米子市西福原 一大字郡家七五 頭郡家町	三六 米子市東福原	四四 米子市西福原	四四 鳥取市行徳
六二一 米子市西 一福原	六二一 米子市西 一福原	六二一 米子市西 一福原	六二一 米子市西 一福原	六二一 米子市西 一福原	六一 米子市東 一福原	五一 米子市東 一福原	一丁 鳥取市行 徳二
平成五年 十一月一日					"	"	平成五年 十一月一日

報 公 县 取 鳥

公 告

平成5年10月13日に実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

平成5年11月5日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

小山 政二	大樺 千歳	矢部 浩
山村 下子	杉山 裕一郎	井上 智之
宮石 原則	瀧本 忠夫	茂山 知己
原則	小林 宏志	